平成２９年（フ）第１６０号
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地１（県営新宇多津団地701）
債務者　小林かずみ
１　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第１号
香川県丸亀市城西町１丁目１番18号　クリエール城西203号
債務者　杉本　寿子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１９９３号
愛知県半田市中町３丁目２番地　キャッスルハイツ半田中町601号
債務者　東　　浩也
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２０号
沖縄県浦添市屋富祖３丁目14番12―201号　コーポさつき
債務者　下地　　剛
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３４号
青森県三戸郡階上町蒼前西５丁目９番地2534　ドミール・ド・Ｒ102、前住所青森県八戸市大字大久保字行人坂37番地46
債務者　大坊　綾子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の15
債務者　柴山亜矢子
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１２号
仙台市青葉区愛子東５丁目11番34号
債務者　横松　藤枝
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９５９号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目30番20号　コーポアベ202
債務者　田中　　茂
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
秋田県能代市二ツ井町字下野川端34番地
債務者　内山　　薫
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第３号
秋田県能代市二ツ井町字下野川端34番地
債務者　内山　幾未（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第３１６号
茨城県水戸市中丸町508番地の８
債務者　藤田　昌一
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０２号
茨城県那珂市豊喰1151番地２
債務者　小泉　隆賢
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４３２号
茨城県那珂郡東海村大字村松1037番地８（植野ハイツＢ101）
債務者　吉村　和則
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０４号
千葉県君津市中野２丁目33番22号　102
債務者　平野　正宏（旧姓尾藤）
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１１８号
千葉県君津市中野５丁目９番22号
債務者　宍戸加奈子
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４２２号
新潟市南区大通黄金３丁目４番地47
債務者　高野　由美
１　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
富山県高岡市荻布550番地４　ハイアメニティ江尻201号、前住所富山県高岡市蓮花寺163番地１　レオパレスひかり206号
債務者　島田　　昇
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部